



ZIPPi

ジッピ

サービスガイド

保存版

もしもの時にすぐに取り出せる場所に
保管してください。



「引越した」「口座を変更したい」など
ご契約の変更手続

1 ▶ 2



「入院した」「がんと診断された」など
保険金の請求手続

3 ▶ 4



「保険料のお支払いについて」など
よくあるご質問

5 ▶ 7



無料でご利用いただける
付帯サービス

9



あなたの健康な毎日をサポート
ご契約者優待サービス

10



ご契約の変更手続

ウェブサイトなら24時間365日、
変更のお手続きが受付可能です。



ご契約者ページ(マイページ)のサービス

- ご契約者の住所の変更
- ご契約者の電話番号(自宅・携帯)の変更
- ご契約者のメールアドレス(PC用・携帯用)の変更

→ 「ご契約者ページ」から「医療保険」を選択し、
「お客様情報の変更－住所・連絡先」をクリックしてください。



→ ログイン後、「お客様情報の確認」ページから「変更」をクリックして
お手続きしてください。



※マイページIDとパスワードは、証券同封のレターをご参照ください。

●URL ソニー損保ご契約者ページ
<https://www.sonysonpo.co.jp/cst/>



*ウェブサイトの画面は2025年11月時点のものです。

お電話での
変更受付

カスタマーセンター 医療保険グループ
通話料 無料 **0120-936-505**

受付時間:9:00~18:00(土・日・休日も受付 ※年末年始を除く)

下記のお手続きのほかに「保障内容の変更」や「保険料のお支払方法の変更」などの変更手続ができます。



ご契約者メニューのサービス

- 控除証明書の再発行
- 保険料振替口座の変更
- 保険証券の再発行
- ご契約者・被保険者の改姓
- 契約内容のご案内のご案内再発行
- 失効した契約の復活
など

※上記メニューはログイン不要です。

※ご契約内容変更のお手続きはウェブサイトで受付後、手続書類をお送りします。

→ 当社ウェブサイトトップページから「医療保険」を選択し、
「契約内容の確認・変更」をクリックしてください。



※以下のURLから直接「医療保険ご契約者ページ」に進むこともできます。

●URL 医療保険ご契約者ページ
<https://www.sonysonpo.co.jp/cst/md/>

●二次元コード

*ウェブサイトの画面は2025年11月時点のものです。

ご注意事項

- お手続きは、必ず契約者ご本人が行ってください。
- 住所・電話番号・メールアドレスの変更については、同一の契約者名義で複数のご契約がある場合、他のご契約についても変更を反映します。



保険金の請求手続

保険金請求事由が発生したら
お早めにご連絡ください。

STEP 1 保険金請求のご連絡



お客様

保険金をご請求される方(被保険者)からウェブサイトで手続き
もしくは事故受付サービスセンターへお電話ください。

証券番号、ご契約者名、被保険者名やご請求内容(傷病名、入退院日、手術名、手術日、
ケガの場合は受傷日など)を報告いただきます。お手元に保険証券をご用意ください。

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で保険金請求に関する代
理人(例:成年後見人、弁護士等)がいるときは、被保険者の配偶者(※)等
から保険金の請求を行うことができます。ご請求の際にお問合せください。
※法律上の配偶者に限り、内縁を除きます。

STEP 2 請求手続のご説明・書類の送付



ソニー損保

請求に必要な書類をご案内します。必要に応じて、電話・ウェブ
チャットで保険金のご請求について詳しくご説明します。

〈必要な書類の例〉 ●保険金請求書 ●診断書 ●治療状況報告書
●治療費領収書コピー(病院名、患者名、入院期間、診断報酬点数、差額ベッド代等が記載されているもの)

※ご請求内容によっては、診断書を他社診断書のコピーや治療費領収書のコピーなどで代
替できる場合があります。また、上記以外の書類が必要となる場合もあります。ご請求の
際には事前にお問合せください。

※被保険者が亡くなられた後に保険金をご請求いただく場合などは、上記に加え、印鑑証明
書や戸籍謄本などが必要となります。ご請求時に詳しくご説明します。

※入院時治療保険金のご請求には診療報酬点数が記載された治療費領収書コピー、入院
時室料差額保険金のご請求には差額ベッド代の金額が記載された治療費領収書コピー
のご提出が必要となりますので、大切に保管してください。

STEP 3 書類のご提出



お客様

書類の必要項目にご記入いただき、ご返送ください。
ウェブサイトからアップロードすることも可能です。

※診断書はお客様ご自身で医療機関に発行を依頼いただく必要があります。
※診断書の発行費用はお客様のご負担となります。

保険金の 請求手続

事故受付サービスセンター 医療傷害受付グループ
通話料 無料 0120-101-870
受付時間: 9:00~18:00(年中無休)

STEP 4 書類確認・保険金のお支払い



ソニー損保

ご返送いただいた書類の内容を確認し、
保険金のお支払いを判断します。

必要に応じて担当よりご連絡をさせていただきます。

※お客様や医療機関等へ、治療内容等を詳しく確認させていただく場合があります。
※内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

保険金は、原則としてお客様ご指定の被保険者名義の金融機関の口
座にお振込みします。ソニー損保より保険金のお支払通知やSMSをお送
りいたしますので、お支払金額をご確認ください。

先進医療保険金 医療機関あて直接支払サービス



先進医療のうち、特に技術料が高額
である陽子線治療、重粒子線治療を
対象として、先進医療保険金を当社
から医療機関に直接お支払いする
サービスです。

このサービスでは、当社が医療機関
へ技術料を直接お支払いしますの
で、お客様が事前に技術料をご用
意する等のご負担を軽減するこ
とが可能となります。

※サービスのご利用にあたっては一定の条件がありますので、治療開始前に事故受付サービス
センターまでお問合せください。



よくあるご質問

よくあるご質問をご紹介します。
その他、お問合せはお気軽にご相談ください。



(口座振替払の場合)保険料振替口座の残高が足りなくて振替できませんでした。どうすればいいですか?



1ヵ月分の保険料が振替えできなかった場合、翌月の振替日に前月分とあわせて2ヵ月分の保険料を振替えします。ご案内ハガキにて振替についてお知らせしますので、口座に2ヵ月分の保険料をご用意ください。翌月の振替日に前月分とあわせて、2ヵ月分の保険料振替ができた場合にはご契約は有効に継続します。

<例>

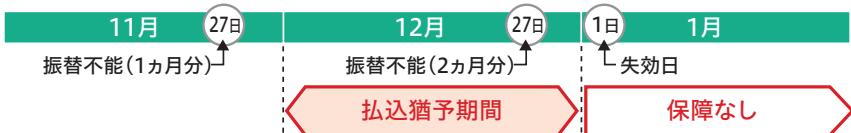


2ヵ月分の保険料振替ができなかった場合は、どうなりますか?



2ヵ月分の保険料振替ができなかった月の末日までが、保険料の払込猶予期間となります。払込猶予期間中に保険料の払込みがない場合は、払込猶予期間の翌日よりご契約は失効します。失効日以降の入院・手術などに対する保障はなくなりますので、ご注意ください。

<例>



失効日より1年間(注)はご契約の復活手続きが可能です。 (注)上記例の場合は、1月1日より1年間

お問合せ

カスタマーセンター 医療保険グループ

通話料 無料 **0120-936-505**

受付時間: 9:00~18:00(土・日・休日も受付 ※年末年始を除く)



契約が失効した場合、契約を元に戻すことはできないでしょうか?



失効日から1年間はご契約の復活手続きが可能です。保障の再開を希望される場合、当社所定のお手続きをしていただき、その時点までの未払込保険料(当社所定の利率による利息を含みます。)をお払込みいただくことで、ご契約を復活させることができます。

※健康状態などによってはご契約の復活ができない場合があります。
※失効日から復活するまでの間に発生した病気・ケガによる入院・手術などは保障の対象となりません。
※失効日前日までに入院・手術などがあった場合、未払込保険料と相殺したうえで保険金をお支払いできる場合があります。
※ご契約を解約された場合は復活できません。
※失効日から満期日までが1年未満の場合は、復活手続き期間が1年未満となる場合があります。



控除証明書は発行されますか?



ご契約いただいた初めの年の控除証明書は、保険証券に同封して送付しています。(送付状下部が控除証明書になっています。)翌年以降は毎年10月頃にご契約者宛にお届けします。年末調整、確定申告などに必要となりますので大切に保管してください。なお、2022年度より「保険料控除証明書発行サービス」から電子データのダウンロードも可能となりました。



解約した場合はお金が戻ってきますか?
また、満期金や配当金はありますか?



この保険には解約返れい金、満期返れい金、契約者配当金はございません。その分、お手頃な保険料を実現しております。

Q

申込みの際に告知するのを忘れてしまったのですが
保険金は支払われますか？

A

告知内容を訂正するお手続きが必要です。P.6に記載のカスタマーセンターまでご連絡ください。ただし、告知いただいた内容によっては、ご契約が解除となり保険金のお支払いができない場合や条件付でのお引受けのご案内になる場合がございます。

Q

保険料の払込みが困難になってきたので、
保険料を下げるることはできますか？

A

入院時治療保険金額の1ヶ月間の支払限度額を減額すること、またはご契約いただいている保障を一部削除することにより、その分保険料を少なくすることができます。所定の範囲内でのお取扱いとなりますので、詳しくはP.6に記載のカスタマーセンターまでお問合せください。

※減額または削除した部分は解約したものとしてお取扱いします。(解約返れい金はありません。)

ソニー損保 よくある質問

検索

ウェブサイトでもご紹介しています。
お問合せの前にぜひご確認ください。

クーリングオフ制度について

継続証を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフ(保険契約の継続の撤回または契約の解除)ができます。クーリングオフのお申出をする場合は、次の方法に従ってお手続きをお願いします。なお、クーリングオフの場合には、すでにお支払いいただいた継続契約の保険料は返還します。

- (1)継続証を初めて受取った日から、その日を含めて8日以内に当社まで郵便(封書またはハガキ)またはEメールでお申出ください。郵便の場合はお送りいただいた書面の消印日、Eメールの場合は送信日をお申出日とさせていただきます。なお期限を過ぎた場合にはクーリングオフができませんのでご注意ください。
- (2)書面またはEメールには、次の記入例の①～⑦の必要事項をご記入ください。

（記入例）

以下の契約をクーリングオフします。
〒XXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXX
ソニー タロウ
曾二位 太郎
TEL XX-XXXX-XXXX
継続証受取日 20XX年X月X日
証券番号 XXXXXXXX
保険料返還口座
○○銀行○○支店 普通 XXXXXXXX
口座名義 曾二位 太郎

- ①保険契約の継続を撤回または契約を解除する旨のお申出
- ②ご契約者の住所(郵便番号・アパート・マンション名、部屋番号までご記入ください。)
- ③ご契約者のお名前、フリガナ(フルネームでご記入ください。)
- ④ご契約者の電話番号(ご自宅・携帯電話または勤務先)
- ⑤継続証の受取日(お手元に継続証が到着した日)
- ⑥証券番号(継続証または当社ウェブサイトの「ご契約者ページ(マイページ)」の契約内容確認画面等をご覧ください。)
- ⑦保険料返還口座(必ずご契約者本人名義の銀行・信用金庫・信用組合の口座をご指定ください。)

(*)電話・FAX等でのお申出は承ることができませんのでご注意ください。

(*)保険金をお支払いする事故がすでに発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフをお申出いただいた場合には、お申出がなかったものとしてお取扱いします。

〈宛先〉 郵便の場合 〒144-8721 東京都大田区蒲田5-37-1 アロマスクエア11F
ソニー損害保険株式会社 カスタマーセンター 医療保険グループ 行
Eメールの場合 medical@web.sonysonpo.co.jp

付帯サービス

メディカルナビゲーションサービス

無料で受けられる**4つのサービス**を
ご用意しています。

日常的な健康不安から専門医への相談、
セカンドオピニオンの手配も可能です。

右記専用ダイヤルにお電話いただき、
ご希望のサービスを選択・お伝えください。

メディカルナビゲーションサービス 専用ダイヤル
通話料 無料 **0120-225-130**



無料で
健康相談が
できる!!

24時間電話健康相談サービス

受付時間: 24時間・年中無休
利用対象者: 被保険者ご本人とその家族
常勤の医師や、ヘルスカウンセラー(保健師・助産師・看護師・ケアマネジャーなど)、心理カウンセラーが、24時間・年中無休でこころとからだの健康に関するお悩みについてお応えいたします。

専門医による電話相談(予約制)

受付時間: 月曜~土曜 9:00~22:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)
利用対象者: 被保険者ご本人とその家族
*専門医との相談時間: 約15分間
事前予約により各分野の専門医に相談いただけます。ご案内に当たり、看護師が病名やご相談内容などをお伺いし、適切な専門医の予約を手配いたします。

「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

受付時間: 月曜~土曜 9:00~18:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)
利用対象者: 被保険者ご本人
ドクターたちにより推薦・選考された専門医※1をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお伺いし、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。

セカンドオピニオン手配サービス

受付時間: 月曜~土曜 9:00~18:00
(日・祝日・12/31~1/3を除く)
利用対象者: 被保険者ご本人
納得できる治療を選択するために、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※2)へセカンドオピニオンを手配します。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医
※2 主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師

【ご利用にあたっての注意事項】

- ・メディカルナビゲーションサービスは、ティーベック株式会社が提供するサービスです。
- ・記載の内容は2025年11月現在の内容です。なお本サービスは、当社および提携会社の都合により、予告なく内容が変更、またはサービスが中止される場合があります。
- ・利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、ご不明な点はお問合せください。
- ・ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- ・ご不明な点は、当社ウェブサイトに掲載の「メディカルナビゲーションサービス利用規約」をご確認いただぐか、ご相談時にお問合せください。



ご契約者優待サービス

毎日をもっとお得に、楽しく。クラブオフサービス

会員優待価格でさまざまな施設・サービスなどをご利用いただけます。



豊富な健康管理施設

人間ドック、生活習慣病検診、
脳ドック、ヘルスケア、
郵送検診など

会員優待価格



スポーツ施設

人気のスポーツクラブ・
ゴルフなど

会員優待価格

ご契約者優待サービスご利用方法

各種優待サービスのご利用にはインターネットからの利用申込みが必要となります。
所定の申込方法に従って利用申込みを行ってください。

1

ソニー損保のウェブサイトにアクセス

ソニー損保 契約者優待 検索

https://www.sonysonpo.co.jp/md/m_clb000.html

二次元コードはこちら



事前のご登録で、外出先から
でもすぐにご利用できます。

2

「ご契約者優待サービス」ページの
「ログインしてサービスを利用する」を
クリック

*ウェブサイトの画面は2025年11月時点のものです。



※「ソニー損保 クラブオフサービス」は、株式会社リロクラブが提供するソニー損保ご契約者専用のサービスです。

※ご利用にあたっては、クラブオフへの会員登録が必要になります。クラブオフとは、株式会社リロクラブが提供するサービス名称です。

※記載の内容は2025年11月現在の内容です。